

第 5 2 号議案

中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和元年（2019年）11月15日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

地方公務員法の改正により職員の欠格条項から成年被後見人等が除かれたことに伴い規定を整備する必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則

(中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正)

第1条 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(平成12年中野区教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「次項第5号」を「次項第4号」に改め、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第10条第1項第2号、第11条及び第12条第1項第2号中「、若しくは失職し」を削る。

(中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(平成12年中野区教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「次項第5号」を「次項第4号」に改め、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第9条の2第1項第2号、第10条第1項第2号、第11条及び第12条第1項第2号中「、若しくは失職し」を削る。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部改正)

第3条 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則(平成29年中野区教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「次項第5号」を「次項第4号」に改

め、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第10条第2号中「、若しくは失職し」を削る。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正)

第4条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則(平成29年中野区教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「次項第5号」を「次項第4号」に改め、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第10条第2号及び第11条第2号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。